

大阪府監査委員告示第68号

大阪府包括外部監査人が執行した平成24年度から平成27年度までの包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年8月24日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	松本	利明

(通知文)

府監第 1305 号
平成29年8月8日

大阪府監査委員	大西	寛文	様
同	山本	浩二	様
同	岸本	佳浩	様
同	森田	秀朗	様
同	松本	利明	様

大阪府知事 松井 一郎

包括外部監査結果（平成27年度以前）に基づき講じた措置について（通知）

平成24年度から平成27年度までの包括外部監査結果に基づき、平成29年7月12日までに講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

平成24年度包括外部監査「監査の結果」について講じた措置等の状況

【監査テーマ】

各種団体に対する検査・指導・監督等の事務について

【「監査の結果」総括表】

【平成29年7月12日現在】

項 目	監査の結果		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回報告分)
(1) 定期的に提出を受ける決算関係書類等の書類から得られる情報をその団体の指導監督又は検査に有効活用すべきである。	1	1	
(2) 指導監督に必要な団体の情報を適時かつ正確に入手し、常時把握すべきである。	4	4	
(3) 法の趣旨、各団体の特徴や過去の指導監督等の状況を踏まえて、指導監督又は検査を行うべきである。	5	5	
(4) 検査における指摘事項の措置状況は適切に確認すべきである。	1	1	
(5) 休眠状態の把握を網羅的に正確に行い、休眠団体に対し厳格に対応すべきである。	2 (2)	2 (1)	
(6) 検査結果に至る判断の過程や検査の実施過程も含めて検査調書に記録し、当該検査の記録を所管課として適切に保管しておくべきである。			
(7) 検査に係るマニュアルやチェックリスト等の検査ツールの定期的な見直しを図り、当該内容を検査員に十分に周知徹底すべきである。			
(8) 団体の指導監督又は検査を有効に行う上では、団体に係る会計や経理の知識の向上や習得が必要不可欠である。	1	1	

(注1) 監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

(注2) 措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの
経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成24年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
3. 大阪府の指導監督又は検査の事務に関する監査の結果と意見			
(5) 休眠状態の把握を網羅的に正確に行い、休眠団体に対し厳格に対応すべきである。			
② 医療法人 （所管：健康医療部保健医療室保健医療企画課）	<p>健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中には、毎年提出が求められる事業報告書等を提出していない法人がある。</p> <p>現状は休眠の疑いのある法人数を正確に把握できていない。</p> <p><u>全ての医療法人について活動の実態を網羅的に正確に把握し、その状況次第では厳正な対処を行うべきである（結果番号13）。</u></p>	<p>事業報告書等未提出法人への文書による督促及び全所管医療法人への文書送付を行い、休眠の疑いのある法人が32法人存在することが判明したので、個別に現況及び意思の確認を行い、次のとおり対処した。</p> <p>理事所在判明の15法人については、2法人が事業再開の意思を有することを確認した。事業再開の意思がない13法人に対しては解散指導を実施済みであり、2法人が解散済み、6法人が解散手続に着手している。解散手続の着手が確認できない5法人に対しては、既に設立認可を取消し済みである。</p> <p>一方理事所在不明の17法人に対しては、申出の催告の官報公告を行い、当事者不出頭により聴聞を終結させた上で設立認可を取り消すこととした。現在14法人の聴聞が終結しており、残りの3法人も官報公告の手続き中である。</p>	措置

平成25年度包括外部監査「監査の結果」について講じた措置等の状況

【監査テーマ】

資産の評価と負債の管理について～主に府民の将来負担の観点から～

【「監査の結果」総括表】

【平成29年7月12日現在】

項 目	監査の結果		
	件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回措置分)
(1)未収金(貸付金を除く)の検討並びにその検討結果	7 (3)	5 (1)	2 (2)
(2)棚卸資産の検討並びにその検討結果			
(3)出資金等の評価の検討並びにその検討結果			
(4)貸付金の検討並びにその検討結果	5	5	
(5)固定資産(貸付金を除く)の検討並びにその検討結果	1	1	
(6)未収金に係る延滞金及び延滞金相当の遅延損害金について			

(注1)監査の結果…①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

(注2)措置……………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……………措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応
2. 未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果		
(4) 個々の未収金の検討の結果		
<p>② 補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について 【福祉部】</p>	<p>当該債権は、社会福祉法人Aに対する補助金の不正受給の返還命令に伴うものである。当該不正受給は当時の理事長の独断による単独かつ悪質な不正であり、共謀者である施設工事の発注先業者である代表取締役は法人外部にあることから、新体制となった現状の法人に対する恩情的な心情は理解できる。しかしながら、あくまでも補助金の交付対象は当該社会福祉法人に対するものであり、不正受給の大阪府に対する返還責任は当該社会福祉法人にある。そこで、大阪府は府民の負担を増加させないためにも当該債権の債権者として債権の保全に向けた毅然とした対応が必要である。この点について、現状において以下の点について問題がある。</p> <p><u>（イ）現状では、平成22年3月24日付大阪府知事宛「返済方法に関する文書」において、返済額は毎月一定額と決算時に「決算後1月以内に当期資金収支差額の50%を納付する。」と定められている。当該文書が大阪府と当該社会福祉法人との間で返済方法を定めた唯一のものであるが、平成24年度決算に係る納付がただちに行われていなかった（結果番号1）。</u></p>	<p>法人との連絡を密にし、返済文書に記載どおりの返還に遺漏の無いように努める。</p> <p>経過報告</p>

平成25年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
<p>② 原爆被爆者 手当金返納 金について 【健康医療部】</p>	<p>原爆の被爆者が6千数百名府内におり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下、「原爆法」という。）上の定めに基づき毎月原爆被爆者手当金を給付している。原爆被爆者が死亡した場合、役所への届け出の他、原爆法上大阪府へ届けをする必要があるが、この手続きを行わない遺族が多く、一時的に過払いとなった時の返納金が当債権の内容である。</p> <p><u>現在、新公会計制度に基づく報告上、債権回収整理計画上、また債権有高通知上、いずれも未収金として認識し報告している金額が債権として認識すべき金額とは異なっている。未収金の金額が7,000千円程度過少となっているため、適切に処理すべきである（結果番号2）。</u></p>	<p>当該債権は非強制徴収公債権であり、5年の消滅時効期間を経過した場合、時効の援用を要することなく当然に消滅する。</p> <p>過少となっている未収金については、債権判明時又は相続人特定時に既に上述のとおり消滅時効が完成した債権であることから、システムによる調定を行わず、伺いにより不納欠損として整理した。（結果番号2）</p>	<p>措置</p>
<p>④ 府営住宅 使用料及び 損害金(入居 者)について 【住宅まちづ くり部】</p>	<p>(ロ) このように、当該債権は原契約者である契約名義人が既に死亡あるいは連絡が途絶えている状況、また、相続人についても居所不明あるいはそのほとんどにおいて直近1年間の入金がないこと等からも客観的に支払意思がないと認められる状況にあることから、今後の回収は極めて困難であると考えられる。そこで、</p> <p><u>当該債権のうち、少なくとも本監査で検討の対象とした35件109,788千円は、回収可能性はないものとして、破産更生債権に分類すべきである（結果番号4）。</u></p>	<p>35件のうち2件は、平成29年度中に回収可能性はないものとして、債権整理予定。残る33件については、回収や債権整理に向け現在調査中。</p>	<p>経過報告</p>

平成26年度包括外部監査「指摘事項」について講じた措置等の状況

【監査テーマ】

(住宅まちづくり部を中心に)住宅・まちづくりに関する事業の財務事務の執行並びに大阪府住宅供給公社及び一般財団法人大阪府タウン管理財団の経営事業管理について

【「指摘事項」総括表】

【平成29年7月12日現在】

項 目	件数	指摘事項	
		措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回措置分)
1. 大阪府と基礎自治体との連携			
2. 大阪府と民間との連携	(1)指定管理者制度	2	2
	(2)PFI	1	1
	(3)民間の住宅ストック活用		
3. 住宅・まちづくり行政における部局間連携	1	1	
4. その他の住宅・まちづくり政策 について	(1)府営住宅ストック総合活用計画の進捗等について	1	1 (1)
	(2)府有資産の管理・処分・活用について		
	(3)府営住宅事業の分析		
5. 大阪府住宅供給公社			
6. 一般財団法人大阪府タウン管理財団			

(注1) 指摘事項……①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

(注2) 措置………監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告……措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成26年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「指摘事項」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況	対応	
第3章 監査の結果及び意見			
第5. その他の住宅・まちづくり政策について			
1. 「府営住宅ストック総合活用計画」（計画期間 平成23年度から平成32年度まで）の進捗等について			
<p>(4) 建設仮勘定の精算処理及び公有財産台帳登録について 【住宅まちづくり部】</p>	<p><u>建設仮勘定の精算や公有財産台帳の登録に関し、適切な処理が行われるよう、精算及び登録に係るチェック体制を強化するとともに、平成25年度までに事業完了しているものに関して精算漏れがないか網羅的に検証し、必要な修正を行う必要がある。（指摘事項5）</u></p> <p>建設仮勘定の精算や公有財産台帳の登録について数件を抽出して検証した限りでも、精算漏れや登録誤りが見受けられた。建設仮勘定は適時正確に精算され、正確に公有財産台帳の登録がなされなければ、決算作業を遅延させる原因ともなるうえ、新公会計の財務諸表における計上額を誤ることとなるため、精算時点でのチェック体制を強化する必要がある。公有財産台帳の登録については、供用開始日や耐用年数の登録まで正しく行われなければ、減価償却費の計上額も誤ることとなるため、登録後のチェック項目を定め、確実にチェックする必要がある。</p> <p>また、過年度に事業が完了し、建設仮勘定を精算した際に当該事業に係る支出全てが精算対象とされず、一部の支出が精算漏れとなっている。建設仮勘定の内訳を精査し、平成25年度以前に精算すべきであったものを精算し、公有財産台帳を修正する必要がある。今後は、事業ごとの建設仮勘定の管理を徹底するとともに、決算の都度、未精算残高の内訳が継続事業に係るもののみとなっ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建替事業等を実施する団地ごとに管理表を作成し、それを元にして建設仮勘定の精算と公有財産台帳の登録を行うようにした。 ・ 平成25年度以前の精算漏れの事業については、平成27年度の決算において精算を行った。 	<p>（過去に措置済み）</p> <p>措置</p>

平成26年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「指摘事項」について）

	ているかを検証することとされたい。		
--	-------------------	--	--

平成27年度包括外部監査「指摘事項」について講じた措置等の状況

【監査テーマ】

福祉部を中心に、「子ども施策」に関する事業の執行及び財務事務について－児童虐待に関連する事業を重点に－

【「指摘事項」総括表】

【平成29年7月12日現在】

項 目		指摘事項		
		件数	措置 (うち今回措置分)	経過報告 (うち今回措置分)
1.大阪府各部局による虐待防止施策について				
2.大阪府における虐待対応機能の強化・他機関との連携について	(1)子ども家庭センター職員の勤務負荷改善の必要性	2	1 (1)	
	(2)子ども家庭センターへの警察官OBの配置について			
	(3)専門家の活用			
	(4)要保護児童対策地域協議会			
	(5)児童家庭支援センターの活用			
3.児童虐待に関する情報の活用	(1)児童相談ITナビシステムの管理・運用状況	1	1	
	(2)児童虐待に関連する情報システムの連携について			
4.人材育成				
5.社会的養護				

(注1)指摘事項・・・①合規性、②3E(経済性・効率性・有効性)の観点から、是正・改善を求めるもの

(注2)措置・・・・・・監査の結果等をもとに措置を行ったもの又は措置の方針を決定したもの

経過報告・・・・措置又は措置の方針を検討している経過を報告するもの

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況（「指摘事項」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況	見解・対応	
第3章 監査の結果及び意見			
第3款 大阪府における虐待対応機能の強化・他機関との連携について			
第2. 子ども家庭センター職員の勤務負荷改善の必要性			
<p>4. 指摘 【福祉部】</p>	<p><u>大阪府は、人員の抜本的な増員や職員配置の再構築など、子ども家庭センター虐待対応課職員の勤務負荷軽減措置について、可及的速やかに実行すべきである。</u></p> <p><u>併せて、業務のIT化や民間活用、市町村との業務の役割分担（重篤事案に子ども家庭センターが集中し、必ずしも重篤とは言えない事案について、市町村の児童福祉部門が担当するという役割分担）等による、子ども家庭センターの業務遂行自体の合理化を検討し、推進されたい。（指摘事項2）</u></p> <p>(1) 現在、人員増員に当たっては、増員時点の各子ども家庭センターにおける状況（通告件数、虐待相談件数、職員の勤務時間数等）を斟酌して、優先的に人員を増員すべき子ども家庭センターに職員を配置しているとのことである。</p> <p>現に、虐待対応課の職員数についても平成20年度から平成27年度にかけて合計35名（児童福祉司32名、児童心理司3名）、定員を増員している。</p> <p>それでも、児童虐待相談対応件数が顕著な増加傾向にある上（大阪府（政令指定都市である大阪市と堺市を除く。）は平成20年度に2955件だったが、平成25年度には6509件になって</p>	<p>増加する虐待事案に適切に対応するため、これまでも増員等による体制強化を図ってきたが、平成28年度においては以下の取組を実施し、業務効率化と職員の勤務負担軽減を図った。</p> <p>① 子ども家庭センターに、インテーク担当ワーカー10名及びインテーク担当心理職5名を増員配置し、初期アセスメントを強化する相談体制に再構築した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 増加する虐待相談について適切に調査・初期対応ができるようインテーク担当を配置 虐待以外の相談（非行相談等）に潜在している虐待リスクを早期発見し未然防止 初期の心理アセスメントにより、心理的虐待の重篤化を防止 	<p>措置</p>

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況（「指摘事項」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況	見解・対応
<p>いる)、子ども家庭センターの虐待対応課職員について、1年間360時間という時間外勤務時間数の制限を超過する者が多数存在し、その中には公務災害水準（労働者災害補償の認定水準）の長時間労働が生じている状態（大阪府の安全配慮義務違反・健康配慮義務違反が問われかねない長時間労働）にある者もいることに鑑みても、依然として必要十分な人員が確保されているものとはいえない。</p> <p>当該職員の健康への配慮という観点でも、また、疲労の蓄積による職務遂行効率の低下を回避するという観点でも、子ども家庭センターの虐待対応課職員の勤務負担を軽減する措置を可及的速やかに実施しなければならない。</p> <p>①月1回の定時退庁の推進、②出張からの直帰の推奨、③子ども家庭センター内での課長会における情報発信等の子ども家庭センター内における勤務負担軽減のための取組について限界があることは前述のとおりであるから、現時点でできる措置としては、指摘1で述べたような労働時間管理を徹底する体制を構築して時間外労働の縮減に一層努めると共に、職員配置の再構築や人員の抜本的な増員による職員の勤務負担の軽減を引き続き推進しなければならないものと思料する。</p> <p>なお、児童虐待の通告件数が増大していることに鑑みれば、基本的に個別のケースを主体的に抱える地域担当の虐待対応課職員について増員が必要であるといえるが、スーパーバイズ（指導等）を行う職員にも負担が集中する現状に鑑みれば、このような職員についても増員の需要があることに留意する</p>	<p>② 虐待対応における軽度事案の安全確認業務の一部を民間委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性のある民間団体との連携（委託）により、センターのマンパワーを重篤事案に集中・特化 ・平成28年度は、虐待通告事案の約6割を占める軽度事案について、中央子ども家庭センターにおける試行実施により、課題を整理するとともに、委託センターや対象事案の拡大に取り組んだ。平成28年度を取組を踏まえて、平成29年度からは、同センターだけではなく、府内6か所の全子ども家庭センターにて委託を開始した。 <p>③ 更なる業務の効率化に向けた取組を実施</p> <p>「子ども家庭センター業務効率化ワーキングチーム」を立ち上げ、以下の点について効率化を実施し</p>	

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況（「指摘事項」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況	見解・対応
<p>必要がある。</p> <p>また、定数につき、児童福祉法施行令が人口を基準としており虐待相談対応件数とは関連しないことも、必要な人員配置の障壁となっているものと考えられ、この点については、大阪府として国に対する基準の見直し等も引き続き提言していく必要があるものと考えられる。</p> <p>(2) もっとも、財源にも制限があり際限なく人員を増員できるわけではないから、中長期的には、子ども家庭センターの体制整備について、人員の増員のみならず、現状の業務遂行手法の抜本的な見直し（IT化の推進や民間活用、児童虐待対応における広域自治体と基礎自治体との連携（役割分担・棲み分け）等）を含めた対応が必要になるものと考えられる。</p> <p>ところが、このような業務遂行の合理化に向けた財源等は、現状、特に措置されているわけではない。</p> <p>大阪府において、現状、虐待防止施策にどの程度の財源が充てられているのか（虐待防止施策に充てられている財源が、大阪府全体の支出のうち、どの程度を占めるのか）不分明であることは【意見1】で述べたとおりであるが、虐待防止施策が住民福祉にかなう水準を維持できるようにするという観点（地方自治法第2条第14項）からも、虐待防止施策遂行の合理性という観点（地方自治法第2条第14項、第15項）からも、大阪府の財政に占める虐待防止施策の現状を把握できる仕組みを構築するとともに（前掲【意見1】）、中長期的な視点に基づく子ども家庭センターの体制強化（IT化や民間活</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての相談種別における受付から対応までの事務手続を精査し、各課の事務分担を見直した。 ・ICT（情報通信技術）活用により効率化できる業務を精査し、タブレットの導入及び「児童相談ITナビシステム」の改修を平成29年度に実施することとした。 ・PCカメラやワイヤレスマイクを購入し、移動時間や記録作成時間の縮減を実施した。 <p>④ 法的対応体制の強化を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査請求や家裁送致など法的な対応を強化するために、平成29年度から弁護士が定期的に子ども家庭センターに来所し、相談できる体制を構築した。 <p>⑤ 市町村との役割分担を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年公布された改正児童福祉法 	

平成27年度包括外部監査結果に基づき講じた措置状況（「指摘事項」について）

包括外部監査結果報告書記載内容 ※小文字記載は意見・指摘事項の概要	措置等の状況	見解・対応	
	用、市町村との役割分担等）についても、必要十分な財源が 充てられているのか否か検証の上、業務遂行の合理化に努め られたい。	を踏まえた役割分担になるよう、府内市町村児童福祉主管課 長会議や府内市町村の個別訪問 を実施し、府と市町村との役割 分担について周知徹底を図っ た。 ・大阪府新子育て支援交付金制度 を活用し、市町村の相談体制を 強化した。	